

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。 当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

（1） 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2） 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（3） 業務運営の改善及び効率化に関する事項

（4） 財務内容の改善に関する事項

（5） その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。 当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（2） 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（3） 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（4） 短期借入金の限度額

（4-2） 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

（5） 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

（6） 剰余金の使途

（7） その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会条例（抄）

（所掌事務）

第2条 委員会は、法第11条第2項第1号から第5号までに掲げるものその他法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することのほか、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 法第26条第1項の認可に関し、知事に意見を述べること。
- （2） 法第28条第1項の評価（同項第2号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を除く。）に関し、知事に意見を述べること。